

議案第11号

狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

狭山市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「2万4,072円」を「2万6,958円」に改め、同項第2号中「2万4,072円」を「3万7,741円」に改め、同項第3号中「3万6,108円」を「4万437円」に改め、同項第4号中「4万8,144円」を「4万8,524円」に改め、同項第9号中「8万1,844円」を「10万7,832円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「7万7,030円」を「8万6,266円」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「、次号イ又は第11号イ」を加え、同号を同項第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 9万1,657円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者で前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 9万9,745円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者で前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第1項第7号中「7万2,216円」を「8万874円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「6万180円」を「6万7,395円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「5万2,958円」を「5万9,308円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 5万3,916円

第4条第2項及び第3項を削る。

第7条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ」に改め、「、令附則第16条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、令附則第17条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」を削り、「第4条第1項第5号イ、第6号イ」を「第4条第1項第6号イ」に、「若しくは第8号イ」を「、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に、「第4号まで」を「第5号まで」に、「第5号から第8号まで」を「第6号から第11号まで」に改める。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の1項を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

10 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第7条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成27年2月19日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、第1号被保険者の保険料率を改定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施について経過措置の規定を設けたいので、この案を提出するものである。